

【用語】赤岩村—邑楽郡千代田町 葛和田村—埼玉県妻沼町 出家
一家を出て仏門に入った人 船御役永—船運上、船年貢、船に課され
た年貢 運上—商工業者などの営業に課した雑税 川船御役所—幕府
の河川交通統制機関 始末—事の次第、事情 一統—一同 渡守—渡
し船の船頭

【解説】中山道鴻巣宿（埼玉県鴻巣市）から行田町（同行田市）を經由し、
邑楽・新田郡へ通じる道筋の利根川の渡し場が赤岩渡船である。ここ
は戦国期以来の渡し場であり、また元和二年（一六二六）八月、下流の
川俣渡船とともに幕府が公認した関東一六定船場の一つに指定されて
いた。文化五年（一八〇八）には百姓持ちの小船五艘、馬の渡船一艘、
人の渡船一艘があった。

この文書は、文政八年（一八二五）赤岩村の対岸の武蔵国葛和田村役
人が川船役所からの再度の取り調べに対し、あらためて書き上げたも
のである。船数は馬渡船一艘、歩行渡船一艘とあり、船頭は赤岩と葛
和田の両村から毎日一人ずつ出し、船賃は武家・出家が無賃、百姓・
商人が一人一六文、馬一疋二四文であったことがわかる。また近村の
者からは舟を請け取って船賃の代わりとした。さらに、船を新規に打
ち建てる場合は村全体で行い、船頭には給金として一カ年金五両が支
払われた。なお、川船役所から渡船鑑札二枚を下付されたが、船役永
や運上は納めていなかったようである。